

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です ～犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

行動目標

1. 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
2. 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

強調月間中の活動予定

●小・中学校などでの啓発活動 7月上旬

町内各小中学校に啓発グッズなどを配布

●広報活動

防災無線、公共施設などへの社明運動のぼり設置、啓発活動

☎保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601



モアイバス利用のお知らせ

現在、町ではモアイバスの運行を実施しています。利用の際は、予約が必要です。

●利用対象

申請団体の代表者が町内に在住で、かつ、利用目的が生涯学習活動である団体および、学校の校外授業や部活動などでの使用（町内小・中・高校）が対象で、10人以上で活動することが条件となります。（個人や観光目的は対象外）

●利用回数・運行時間

1団体につき1月に1回までとします。

1回の利用で1日（午前6時45分～午後5時45分）を限度とします。（午前または午後のみ利用の場合は、2回で1日分（1回）とします。）

●乗車定員

28名（内補助席6名）

※高速道路を利用の場合は、22名が定員です。

※新型コロナウイルス感染防止のため当面の間、乗車定員を15名以内とします。

☎教育委員会生涯学習課 ☎46-2639



●利用料

無料で利用できます。ただし、有料道路や有料駐車場の利用および旅行保険などに加入する場合は、利用者の負担となります。

●利用方法

予約のうえ、利用日の10日前までに、利用申請書・行程表・乗員名簿を教育委員会生涯学習課へ提出してください。（町のホームページにも掲載しています。）

※新型コロナウイルス感染防止のため乗車時のマスク着用および手指の消毒などにご協力願います。

（詳しくは、運転手の指示に従ってください。）

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税・保険料の減免について

町では新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入や給与収入などが減少した世帯に対し、国が定める基準に基づいて、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を行います。

対象世帯

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者（世帯主）の収入が著しく減少した世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者（世帯主）が事業などを廃止した世帯または主たる生計維持者（世帯主）が失業した世帯

対象要件

対象世帯1に該当する場合は、次の要件をすべて満たすこと

- ①令和2年中の見込み事業収入など（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかが令和元年中に比べ3割以上減少している。（令和2年中の収入は見込みで判断します。）
 - ②令和元年中の合計所得額が1,000万円以下である。
 - ③減少した事業収入などに係る所得以外の令和元年中の所得額が400万円以下である。
- ※①の令和2年中の収入は年間の見込みで判断します。また、国から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）は事業収入などに含まれません。
※②は国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免の場合の要件です。

対象世帯2に該当する場合は、令和元年中の合計所得金額にかかわらず対象となります

減免対象期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている令和元年度分および令和2年度分の国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料（既に納付済みのものも含む）

提出書類

- 減免申請書
- 令和元年度分の収入のわかる書類および令和2年度分の収入がわかる書類
添付書類… 令和元年度分の確定申告書や給与明細書の写しなど
 令和2年度分の帳簿や給与明細書の写しなど
- 事業などの廃止や失業したことがわかる書類
添付書類… 廃業届の写し（事業などの廃止の場合）
 解雇通知書または離職証明書の写し
 雇用保険受給資格者証の写し（失業の場合）

※申請書は町民税務課および歌津総合支所の窓口に備え付けのほか、町のホームページからダウンロードできます。また、郵送による対応もできますので町民税務課までお問合わせください。

申請方法

新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から郵送での申請にご協力をお願いします。

提出期限

令和2年7月31日(金)まで ※期限までの提出が困難な人は町民税務課にご相談ください。

減免額

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

令和元年中の合計所得額	減免又は免除の割合
300万円以下であるとき	全額
400万円以下であるとき	8割
550万円以下であるとき	6割
750万円以下であるとき	4割
1,000万円以下であるとき	2割

介護保険料

令和元年中の合計所得額	減免又は免除の割合
200万円以下であるとき	全額
200万円を超えるとき	8割

※減免額の計算方法などについては、町のホームページをご覧ください。

☎町民税務課税務係 ☎46-1372

